

# 2020年度以降のキャップ&トレード制度について

—これまでの検討内容及び対象事業者等からの意見を踏まえた今後の検討課題の整理—

東京都キャップ&トレード制度  
「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第4回会合  
平成30年7月17日（火）15：45～18：00  
第二本庁舎10階207・208会議室

# 1. 今後の検討会における検討事項について

## 第4回検討会における検討事項

第1回検討会において提示した基準排出量等の事務局案について、これまでの検討内容や、これまでに寄せられた対象事業者等からの意見も踏まえ、今後追加で検討が必要となる事項を整理する。

## 第4回検討会以降、複数回開催予定の検討会における検討事項

第4回検討会において整理した検討事項も含め、2020年度以降の制度について、これまでに寄せられた対象事業者等からの意見も踏まえ、今後数回開催予定の検討会において検討を深めていく。

### <主な検討事項>

- ・2020年度以降の基準排出量
- ・省エネ余地等を踏まえた削減義務率の検討（バンキング、緩和等に関する検討も含む）
- ・低炭素電力選択の仕組みの拡充
- ・トップレベル事業所認定の仕組み

⇒検討会での検討事項は、パブリックコメントを実施した上で、決定事項として公表

## 2. 2020年度以降の制度の在り方・方向性（第1回検討会での説明概要）

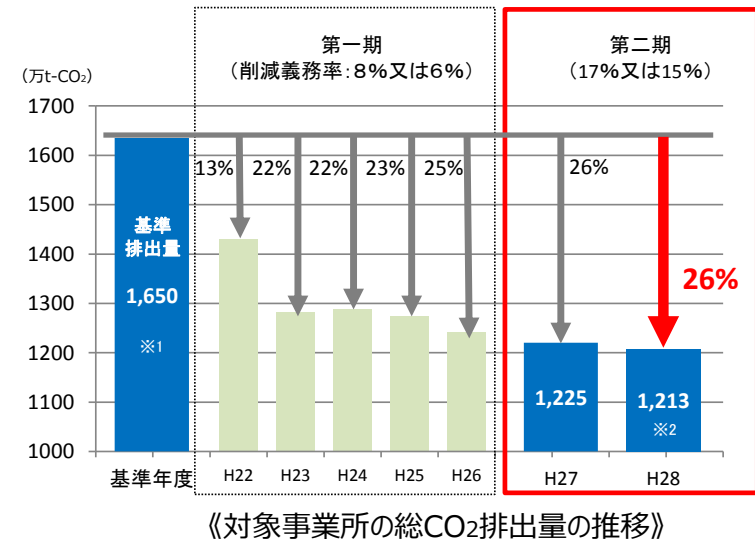
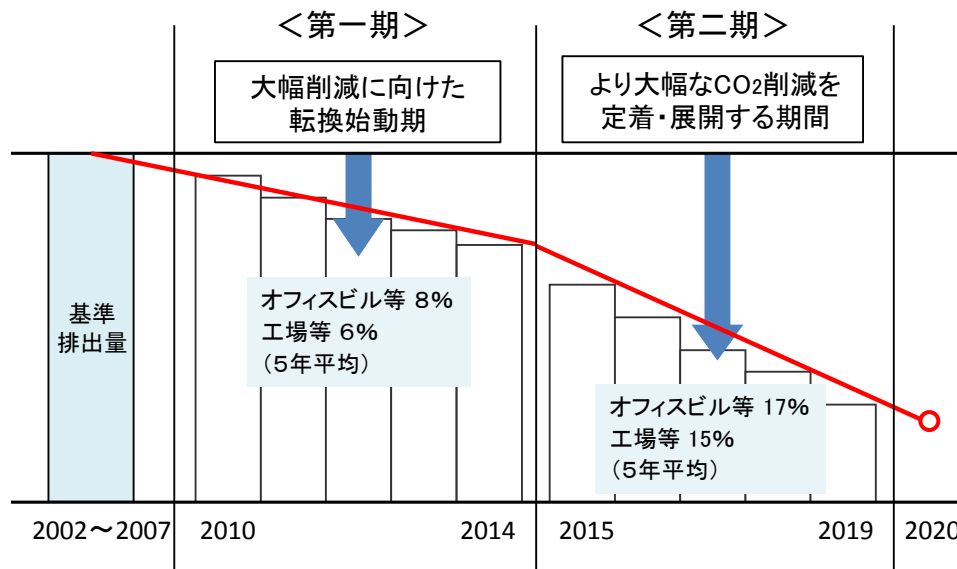
### 【これまでの経緯と成果、都を取り巻く動向】

#### ➤ 2007年「東京都気候変動対策方針」を策定

- ・気候変動に伴う危機回避のため、今世紀の半ばまでに世界全体の温室効果ガス排出量を半減以下に（先進国は、6～8割程度の劇的な削減を行うことが必要）
- ・エネルギー需要側の大都市として、低エネルギー・低CO<sub>2</sub>型都市への転換にむけ、対策強化の必要性を提起
- ・低CO<sub>2</sub>型都市へ転換するための考え方は、
  - 第一に、省エネルギー対策の徹底と自然の光や風の利用によるエネルギー消費の削減
  - 第二に、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの積極的な活用
- ・大規模事業所には、大量排出者として率先して排出量削減に取り組んでいく責務があることから、CO<sub>2</sub>排出量の総量削減義務と、削減義務を経済的かつ合理的に履行するための排出量取引制度の導入を提起

#### ➤ 2010年 大規模事業所に対するキャップ&トレード制度を開始

- ・2008年 制度導入を決定。第一期の削減義務率とともに、第二期の削減義務率の見通しを公表
- ・第一期を「大幅削減に向けた転換始動期」、第二期を「より大幅なCO<sub>2</sub>削減を定着・展開する期間」と位置付け
- ・対象事業所では、設備更新や運用対策、テナントとの連携により、省エネ対策を大きく推進し、大幅削減を実現した対象事業所も



《対象事業所の総CO<sub>2</sub>排出量の推移》

※1 基準排出量とは、事業所が選択した2002年度から2007年度までのいずれか連続する3か年度排出量の平均値

※2 2018年1月18日時点の集計値（電気等の排出係数は第二期の値で算定）

## 2. 2020年度以降の制度の在り方・方向性（第1回検討会での説明概要）

### ➤ 気候変動対策をめぐる大きな状況変化

#### ＜パリ協定とその後の世界の動向＞

- ・世界共通の目標：産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満に保つ（1.5℃を追及）ため、**今世紀後半には、温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」に**
- ・全ての国が削減目標を5年ごとに提出し、更新（「2℃（1.5℃）目標」を達成できるよう、**各国が徐々に取組を強化していこうという仕組み**）
- ・EUでは、2030年までの再生可能エネルギーの比率目標（電気、熱、輸送燃料等を含めた最終エネルギー消費ベース）を27%から32%に、エネルギー効率化目標を30%から32.5%に引き上げることで合意

#### ＜ビジネス側からの気候変動対策強化の動き＞

- ・ESG投資：国連が2006年に提唱した責任投資原則（PRI）を契機に、パリ協定以前から増加傾向
- ・RE100：世界の多くの金融機関や企業が参加。日本でも8社（2018年7月13日現在）が参加している。
- ・ZEB、ZEH：国レベルの施策を待つことなく企業独自の取組展開の動きも
- ・気候変動イニシアティブ：日本で気候変動対策に積極的に取り組む企業や自治体、団体、NGOなど、国家政府以外の多様な主体のネットワークとして設立（設立当初 約100企業・団体が参加）

#### ＜都内のテナントからの声＞（本制度の特定テナント計画書提出企業からの声）

- ・入居するビルは、グリーンビル認証の有無のほか、省エネ対策への取り組み易さも重視
- ・RE100に関連して、再エネ電気をテナントが購入できないかビルオーナーと対話中。これまで国に先駆けて施策を実施している都には、再エネ電気購入に対する仕組みについて、一歩先を行くことを期待



### 【2020年度以降（第三、四期）の制度の在り方・方向性】

「2030年」とその先の**「脱炭素社会」**を見据え、新たなステージへ

⇒ **「省エネ」の継続**とともに、**「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」**を推進

# 3. 2020年度以降（第三、四期）の制度に関する追加検討事項

## ① 基準排出量に関する追加検討事項

第1回検討会において、「現状からの取組レベルの明確化」を目指した案として「新たに基準排出量を設定」する案を提示。それに対して対象事業所等から寄せられた、「これまでの削減実績の反映方法に関するわかりやすさ」や「削減への取組継続に向けた制度としてのわかりやすさ」等を求める声を踏まえて、**現行の基準排出量を継続することについても、検討が必要ではないか。**

＜「新たに基準排出量を設定」する案と「現行の基準排出量を継続」する案の整理＞

案	考え方	参考			対象事業者等から寄せられた意見等
		削減義務率の目安	2030年大規模事業所目標排出量	超過削減量の取扱等※1	
第1回検討会(2018.3.28)において提示した事務局案  新たに基準排出量を設定	●取組レベルが平準化したと考えられる震災以降を新たなスタートラインに、さらなる省エネ等の取組を推進(現状からの取組レベルの明確化を目指した案)  (設定方法)「現行の基準排出量」ではなく、制度開始後の2011年度以降の最大排出量から設定	第三期 平均7%  第四期 平均17% (参考値)  * 現行基準からの削減義務率も、参考値として提示する必要性は有	10.75 百万トン  *いずれの基準排出量でも、2020年度以降の削減義務率は、2030年の大規模事業所の目標排出量からのバックキャストで設定	・翌期までバンキング可能(現行規定どおり)  * 基準排出量及び削減義務率が第二期より縮小することにより「削減義務量(トン数)」の大きさも縮小するが、第2期の超過削減量の減量調整等は行わずそのまま活用	・既に大幅削減を達成した事業所に追加削減が求められ、積極的に削減に取り組んだ事業所にとって不公平 ・基準排出量を見直すのであれば、これまでの削減努力・成果が評価されなくなるため、第一、二期の超過削減量は、翌期だけでなく複数期へのバンキングを認めてほしい  ・新たな基準排出量からの削減義務率は、第二期より義務が緩くなったと経営者やテナント等の関係者の誤解を招き、削減対策を進める上で障害になることも懸念 ・分かりづらい、事務負担が増える 等
現行の基準排出量を継続	●削減義務制度開始前の排出量を基点に、省エネ等を推進  (設定方法)制度開始前の2002～2007年度までのいずれか連続する3か年度の平均排出量	次回以降の検討会において提示		・翌期までバンキング可能(現行規定どおり)	・現行基準からの削減義務率を示された方が分かりやすく、関係者へも説明しやすい。 早期の取組が反映できる。  * 第三期には、基準排出量の設定年度が20年前のものとなり、基準排出量を変更する手続きには対象事業者の協力が必要(20年前のエビデンスの提出等)※2

※1 現行規定では、早期削減を促すため、超過削減量は翌期までのバンキングを認めている。ただし、対策によらず排出量が大幅に削減した事業所に不当に利益が生じないよう、超過削減量の発行は、年度毎に基準排出量の1/2を超えない範囲に制限している。また、早期に一定以上の削減実績をあげた事業所は、翌期を待たずに当期の2年度目から超過削減量を取引に活用できる仕組みとしている。

※2 建物の増(減)築や工場内の設備の増設(撤去)等があった場合の基準排出量を変更する手続きにおいて、基準排出量の設定年度以降の変更事象を示すエビデンス(建物の規模、用途が分かる登記簿等や、設備の種類、台数、設置(撤去)時期等が分かる資産台帳等)が必要となる。

### 3. 2020年度以降（第三、四期）の制度に関する追加検討事項

#### ②低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大について、改めて検討する事項

これまでの検討状況や、対象事業者からの意見等も踏まえて、より具体的な検討が必要ではないか。

⇒資料4：「キャップ&トレード制度における再エネ推進の方向性について」により説明